

令和 6 年 6 月

# 北九州市議会定例會議案

## 付 議 案

議案番号	件名	ページ
議案第 70号	北九州市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について	… 1
議案第 71号	北九州市市税条例の一部改正について	… 42
議案第 72号	北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	… 51
議案第 73号	北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	… 54
議案第 74号	北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	… 61
議案第 75号	北九州市認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正について	… 64
議案第 76号	北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について	… 67
議案第 77号	北九州市火災予防条例の一部改正について	… 91
議案第 78号	北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	… 95
議案第 79号	市有地の処分について	… 98
議案第 80号	市道路線の認定、変更及び廃止について	… 101
議案第 81号	水道工事の一時中止等に伴う増加費用に関する和解について	… 106
議案第 82号	令和6年度北九州市一般会計補正予算について	
議案第 83号	令和6年度北九州市公債償還特別会計補正予算について	
議案第 84号	令和6年度北九州市土地取得特別会計補正予算について	別冊

議案第 70 号

北九州市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

北九州市市税条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分した  
。

令和 6 年 6 月 6 日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 北九州市市税条例の一部を改正するに当たり、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

専決第2号

専決処分書

地方税法の一部改正に伴い、北九州市市税条例の一部を改正するに当たり、市議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年3月31日

北九州市長 武内和久

北九州市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 31 日

北九州市長 武内和久

## 北九州市条例第23号

### 北九州市市税条例の一部を改正する条例

北九州市市税条例（昭和38年北九州市条例第85号）の一部を次のように改正する。

付則第7条の5の次に次の4条を加える。

（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第7条の5の2 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び付則第7条の5の4において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第20条、第22条の2から第23条まで、付則第5条の3第2項、付則第7条第1項、付則第7条の3の2第1項、付則第7条の4及び付則第7条の6第1項並びに法第314条の8の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第22条の3第3項、第38条の5第1項及び付則第7条の4の規定の適用については、第22条の3第3項及び付則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額（付則第7条の5の2第1項の規定の適用を受ける前のものをいう。）」と、第38条の5第1項中「課した」とあるのは「付則第7条の5の2第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、付則第7条の5の2第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）

第7条の5の3 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第32条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

（1） 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の

額をいう。) 及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この号から第4号までにおいて「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この号から第4号までにおいて「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この号から第4号までにおいて「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第31条第1項に規定する第1期の納期（次号から第4号まで、第3項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはないものとし、第31条第1項に規定する第2期の納期（次号及び第4号並びに次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第31条第1項に規定する第3期の納期（次号及び第4号において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（次号及び第4号において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控

除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税に限り、第31条第1項中「個人の市民税の合計額」とあるのは、「付則第7条の5の3第1項第1号に規定する特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額」とする。

3 第38条第1項の規定によって徴収する場合（同項の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後に第1期納期が到来する場合を除く。）については、前2項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第7条の5の4 令和6年度分の個人の市民税に限り、第38条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（付則第7条の5の2第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第38条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この号から第5号まで及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号におい

て同じ。) を 2 で除して得た金額 (当該金額に 1,000 円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この号から第 5 号までにおいて「第 2 期分金額」という。) をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額 (以下この号から第 5 号までにおいて「第 1 期分金額」という。) に満たない場合には、第 1 期納期及び第 2 期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額 (次号から第 5 号までにおいて「普通徴収対象税額」という。) 並びに第 38 条の 3 に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額 (次号から第 5 号まで及び第 3 項において「特別徴収対象税額」という。) は、第 1 期納期においてはその者の第 1 期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第 2 期納期においてはその者の第 2 期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から 11 月 30 日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を 3 で除して得た金額 (当該金額に 100 円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この号から第 5 号までにおいて「分割金額」という。) に 2 を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額 (次号から第 5 号までにおいて「10 月分金額」という。) に相当する税額、同年 12 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額以上であり、かつ、その者の第 1 期分金額とその者の第 2 期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第 1 期納期における税額はないものとし、第 2 期納期においてはその者の第 1 期分金額とその者の第 2 期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から 11 月 30 日までの間においてはその者の 10 月分金額に相当する税額、同年 12 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る

特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間ににおける税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定のある場合における第38条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間ににおける当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「付則第7条の5の4第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第38条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この号から第3号までにおいて「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この号から第3号までにおいて「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第38条の5第2項の規定により読み替えられた第38条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第38条の4の規定の適用について

は、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「付則第7条の5の4第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第38条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の5の5 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第20条、第22条の2から第23条まで、付則第5条の3第2項、付則第7条第1項、付則第7条の3の2第1項、付則第7条の4及び付則第7条の6第1項並びに法第314条の8の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

付則第9条の2第11項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第25項第3号」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第3号」を「附則第15条第25項第4号」に改め、同条第14項を削り、同条第15項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第18項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第17項とし、同条中第19項を第18項とし、第20項を第19項とする。

付則第9条の3第12項各号列記以外の部分中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項各号列記以外の部分中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項各号列記以外の部分中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項各号列記以外の部分中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項各号列記以外の部分中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項各号列記以外の部分中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条

中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

付則第10条の見出し中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改める。

付則第10条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

付則第10条の4中「、令和3年度分の固定資産税及び都市計画税を除き」を削る。

付則第11条の見出し中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改める。

付則第12条の見出し中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条第1項」に、「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改める。

付則第13条の見出し中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「（令和3年度

分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削る。

付則第16条の2第1項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

付則第17条の3第3項に次の1号を加える。

(5) 付則第7条の5の2及び付則第7条の5の5の規定の適用については、付則第7条の5の2第1項及び付則第7条の5の5中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第17条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

付則第17条の4第3項に次の1号を加える。

(5) 付則第7条の5の2及び付則第7条の5の5の規定の適用については、付則第7条の5の2第1項及び付則第7条の5の5中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第17条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

付則第18条の見出し中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、「(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5)」及び「(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改める。

付則第19条の見出し中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削る。

付則第19条の4の見出し中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律附則第14条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律附則第21条第1項」に、「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改める。

付則第20条中「第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」を「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」に改める。

付則第21条第3項に次の1号を加える。

(5) 付則第7条の5の2及び付則第7条の5の5の規定の適用について

は、付則第7条の5の2第1項及び付則第7条の5の5中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第21条第1項前段の規定による市民税の所得割の額」とする。

付則第22条第5項に次の1号を加える。

(5) 付則第7条の5の2及び付則第7条の5の5の規定の適用については、付則第7条の5の2第1項及び付則第7条の5の5中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第22条第1項前段の規定による市民税の所得割の額」とする。

付則第23条第2項に次の1号を加える。

(5) 付則第7条の5の2及び付則第7条の5の5の規定の適用については、付則第7条の5の2第1項及び付則第7条の5の5中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第23条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

付則第24条の2第2項に次の1号を加える。

(5) 付則第7条の5の2及び付則第7条の5の5の規定の適用については、付則第7条の5の2第1項及び付則第7条の5の5中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第24条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

付則第27条第3項第2号中「付則第9条の3第3項第2号又は第5項第2号」を「付則第9条の3第4項第2号又は第6項第2号」に改め、同項第3号中「付則第9条の3第3項第3号、第4項第3号又は第5項第3号」を「付則第9条の3第4項第3号、第5項第3号又は第6項第3号」に改め、同条第4項中「第5項」を「第6項」に改め、同条第7項第2号中「付則第9条の3第3項第2号又は第5項第2号」を「付則第9条の3第4項第2号又は第6項第2号」に改め、同項第3号中「付則第9条の3第3項第3号、第4項第3号又は第5項第3号」を「付則第9条の3第4項第3号、第5項第3号又は第6項第3号」に改め、同条第8項中「第5項」を「第6項」に改める。

## 付 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

### (固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の北九州市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

付 則 (令和 6 年度分の個人の市民税の特別税額控除)	付 則 新	付 則 付 則 新
<p><u>第 7 条の 5 の 2</u> 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、法附則第 5 条の 8 第 4 項及び第 5 項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和 6 年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が 1, 805 万円以下である所得割の納稅義務者（次条及び付則第 7 条の 5 の 4 において「特別税額控除対象納稅義務者」という。）の第 20 条、第 22 条の 2 から第 23 条まで、付則第 5 条の 3 第 2 項、付則第 7 条第 1 項、付則第 7 条の 3 の 2 第 1 項、付則第 7 条の 4 及び付則第 7 条の 6 第 1 項並びに法第 314 条の 8 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p><u>2</u> 前項の規定がある場合における第 22 条の 3 第 3 項、第 38 条の 5 第 1 項及び付則第 7 条の 4 の規定の適用については、第 22 条の 3 第 3 項及び付則第 7 条の 4 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額（付則第 7 条の 5 の 2 第 1 項の規定の適用を受ける前のものをいう。）」と、第 38 条の 5 第 1 項中「課した」とあるのは「付則第 7 条の 5 の 2 第 1 項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、付則第 7 条の 5 の 2 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。</p> <p>（令和 6 年度分の個人の市民税の納稅通知書に関する特例）</p> <p><u>第 7 条の 5 の 3</u> 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納稅通知書</p>		

新	旧
<p>に記載すべき各納期の納付額は、第32条の規定にかかわらず、次に定めるとところによる。</p> <p>(1) 特別税額控除対象納稅義務者の特別税額控除前の普通徵収に係る個人の市民稅の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徵収に係る個人の市民稅の額をいう。）、特別税額控除前の普通徵収に係る個人の県民稅の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徵収に係る個人の県民稅の額をいう。）及び普通徵収に係る森林環境稅の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徵収に係る個人の市民稅の額」という。）からその者の普通徵収に係る個人の市民稅の額、普通徵収に係る個人の県民稅の額及び普通徵収に係る森林環境稅の額の合算額を控除した額（以下この号から第4号までにおいて「普通徵収の個人の市民稅に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徵収に係る個人の住民稅の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この号から第4号までにおいて「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徵収に係る個人の住民稅の額から控除した残額に相当する金額（以下この号から第4号までにおいて「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納稅通知書に記載すべき各納期の納付額は、第31条第1項に規定する第1期の納期（次号から第4号まで、第3項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普</p>	

新	旧
<p>通常収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除了した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。</p> <p>(2) 特別税額控除対象納稅義務者の普通徵収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額との者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納稅通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはないものとし、第31条第1項に規定する第2期の納期（次号及び第4号並びに次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徵収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除了した額とし、第31条第1項に規定する第3期の納期（次号及び第4号において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（次号及び第4号において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。</p> <p>(3) 特別税額控除対象納稅義務者の普通徵収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納稅通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徵収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除了した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。</p> <p>(4) 特別税額控除対象納稅義務者の普通徵収の個人の住民税に係る特別税額</p>	

新	旧
<p>控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、<u>第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてではないものとし、第4期納期においてはその者の普通徵収に係る個人の市民税の額、普通徵収に係る個人の県民税の額及び普通徵収に係る森林環境税の額の合算額とする。</u></p> <p>2 令和6年度分の個人の市民税に限り、第31条第1項中「個人の市民税の合計額」とあるのは、「付則第7条の5の3第1項第1号に規定する特別税額控除前の普通徵収に係る個人の市民税の額」とする。</p> <p>3 第38条第1項の規定によつて徵収する場合（同項の規定により特別徵収の方法によつて徵収されないこととなつた日以後に第1期納期が到来する場合を除く。）については、前2項の規定は、適用しない。  <u>（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）</u></p> <p><u>第7条の5の4 令和6年度分の個人の市民税に限り、第38条の2第1項の規定により特別徵収の方法によつて徵収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徵収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徵収の方法によつて徵収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。</u></p> <p><u>（1） 特別税額控除対象納稅義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（付則第7条の5の2第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第38条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等待遇額（これと併せて賦課徵収を行う森林環境税額を含む。）</u></p>	

新	旧
<p>以下この号及び第5号において同じ。) の合算額 (以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。) をいう。以下の号及び第3項第1号において同じ。) からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額 (以下この号から第5号まで及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。) がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額 (特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額 (特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1)に相当する額をいう。以下この号において同じ。) を控除した額をいう。以下の号において同じ。) を2で除して得た金額 (当該金額に1,000円未満の端数があるときは、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この号から第5号までにおいて「第2期分金額」という。) をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額 (以下この号から第5号までにおいて「第1期分金額」という。) に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徵収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額 (次号から第5号までにおいて「普通徴収対象税額」という。) 並びに第38条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徵収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額 (次号から第5号まで及び第3項において「特別徴収対象税額」という。) は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る</p>	

新	旧
<p>個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年10月1日から11月30日までの間ににおいてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この号から第5号までにおいて「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（次号から第5号までにおいて「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間ににおいてはその者の分割金額に相当する税額とする。</p> <p>(2) 特別税額控除対象納稅義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徵収対象税額及び特別徵収対象税額は、第1期納期における税額ではないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間ににおいてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間ににおいてはその者の分割金額に相当する税額とする。</p> <p>(3) 特別税額控除対象納稅義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別</p>	

新	旧
<p>税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であります、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額ではないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間ににおいてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間ににおいてはその者の分割金額に相当する税額とする。</p> <p>(4) 特別税額控除対象納稅義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間ににおける税額ではないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間ににおいてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間ににおいてはその者の分割金額に相当する税額とする。</p> <p>(5) 特別税額控除対象納稅義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別</p>	

新	旧
<p>税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間ににおける税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間ににおいてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第38条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間ににおける当該特別徴収対象年金所得者による特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「付則第7条の5の4第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。</p> <p>3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額(第1項の規定の適用があるものを除く。)については、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 特別税額控除対象納稅義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第38条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるときは、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全</p>	

新	旧
<p>額を切り捨てた金額。以下この号から第3号までにおいて「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この号から第3号までにおいて「10月分金額」という。)に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間ににおいてはその者10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間ににおいてはその者の分割金額に相当する税額とする。</p> <p>(2) 特別税額控除対象納稅義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間ににおける税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間ににおいてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間ににおいてはその者の分割金額に相当する税額とする。</p> <p>(3) 特別税額控除対象納稅義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間ににおける税額はないとし、同年2月1日から3</p>	

新	旧
<p>月31日までの間ににおいてはその者の第38条の5第2項の規定により読み替えられた第38条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における第38条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「付則第7条の5の4第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。</p> <p>5 令和6年度分の個人の市民税につき第38条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。  <u>(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)</u>  <u>第7条の5の5 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第20条、第22条の2から第23条まで、付則第5条の3第2項、付則第7条第1項、付則第7条の3の2第1項、付則第7条の4及び付則第7条の6第1項並びに法第314条の8の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u>  <u>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</u>  <u>第9条の2 略</u>  <u>2～10 略</u></p>	

新	旧
1.1 法附則第15条第25項第3号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。	1.1 法附則第15条第25項第2号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
1.2 法附則第15条第25項第4号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	1.2 法附則第15条第25項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
1.3 略	1.3 略
1.4 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	1.4 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
1.5 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	1.5 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
1.6 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。	1.6 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
1.7 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。	1.7 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
1.8 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。	1.8 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
1.9 略	1.9 略
1.9 略	2.0 略
	(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
第9条の3	第9条の3 略
2 略	2 略
3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住	

新	旧
<u>宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。</u>	<u>3～6 略</u>
<u>4～7 略</u>	<u>7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該高齢者等居住改修住宅又は当該高齢者等居住改修専有部分に係る同条第4項に規定する居住安全改修工事（以下この項において「居住安全改修工事」という。）が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u>
<u>(1)～(7) 略</u>	<u>(1)～(7) 略</u>
<u>8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該高齢者等居住改修住宅又は当該高齢者等居住改修専有部分に係る同条第4項に規定する居住安全改修工事（以下この項において「居住安全改修工事」という。）が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u>	<u>7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該高齢者等居住改修住宅又は当該高齢者等居住改修専有部分に係る同条第4項に規定する居住安全改修工事（以下この項において「居住安全改修工事」という。）が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u>
<u>(1)～(7) 略</u>	<u>(1)～(7) 略</u>
<u>9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該熱損失防止改修等住宅又は当該熱損失防止改修等専有部分に係る同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等（以下この項及び第10項において「熱損失防止改修工事等」という。）が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u>	<u>8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該熱損失防止改修等住宅又は当該熱損失防止改修等専有部分に係る同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等（以下この項及び第10項において「熱損失防止改修工事等」という。）が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u>
<u>(1)～(6) 略</u>	<u>(1)～(6) 略</u>
<u>10 法附則第15条の9の2第1項の特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了</u>	<u>9 法附則第15条の9の2第1項の特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了</u>

新	旧
了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第1項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。	した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
(1) ~ (6) 略	(1) ~ (6) 略
<u>1.1</u> 法附則第15条の9の2第4項の特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項の特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。	<u>1.0</u> 法附則第15条の9の2第4項の特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項の特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
(1) ~ (6) 略	(1) ~ (6) 略
<u>1.2</u> 法附則第15条の9の3第1項の特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。	<u>1.1</u> 法附則第15条の9の3第1項の特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
(1) ~ (5) 略	(1) ~ (5) 略
<u>1.3</u> 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助（以下この項において「耐震改修補助」という。）に係る補助金確定通知書の写し、耐震改修補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用を証する書類、建築物の耐震改修の促進に関する法律	<u>1.2</u> 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助（以下この項において「耐震改修補助」という。）に係る補助金確定通知書の写し、耐震改修補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用を証する書類、建築物の耐震改修の促進に関する法律

新	旧
<p>(平成7年法律第123号) 第7条又は同法附則第3条第1項の規定による報告に係る書面の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の特例に関する用語の意義)</p>	<p>(平成7年法律第123号) 第7条又は同法附則第3条第1項の規定による報告に係る書面の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の特例に関する用語の意義)</p>
<p>第10条 略</p> <p>(令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例)</p> <p>第10条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が法附則第17条の2第1項の表の上欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる年度において、同表の下欄に掲げる価格を当該地域に所在する土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準となることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認められる場合における当該土地に対して課する当該年度分の固定資産税は、第49条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地であつて、令和8年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第49条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する</p>	<p>第10条 略</p> <p>(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)</p> <p>第10条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が法附則第17条の2第1項の表の上欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる年度において、同表の下欄に掲げる価格を当該地域に所在する土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準となることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認められる場合における当該土地に対して課する当該年度分の固定資産税は、第49条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地であつて、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第49条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する</p>

新	旧
<p>修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>第10条の4 賦課期日に所在する勧告遊休農地に対して課する固定資産税及び都市計画税については、付則第13条及び第19条の規定は、適用しない。</p> <p>(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第11条 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）には、当該年度分の5（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらとの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各</p>	<p>修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>第10条の4 賦課期日に所在する勧告遊休農地に対して課する固定資産税及び都市計画税については、令和3年度分の固定資産税及び都市計画税を除き、付則第13条及び第19条の規定は、適用しない。</p> <p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第11条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）には、当該年度分の5（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらとの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅</p>

新	旧
<p>年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける場合に係る令和6年度から8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該年度分が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定</p>	<p>地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該年度分が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれららの規定に定</p>

新	旧
める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。	める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。
5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらとの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。	5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらとの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。
(用途変更宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)	(用途変更宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)
第12条 地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)附則第21条 第1項の規定により、令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定は適用しない。	第12条 地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条 第1項の規定により、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定は適用しない。
(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)	(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)
第13条 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3まで	第13条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3まで

新	旧
<p>の規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 40px; margin-top: 10px;"></div>	<p>の規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 40px; margin-top: 10px;"></div>
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 40px; margin-bottom: 5px;"></div> <p style="margin-top: 5px;">略</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 40px; margin-top: 5px;"></div>	<p style="text-align: center;">(特別土地保有税の課税の特例)</p> <p>第16条の2 付則第11条各項の規定の適用がある宅地等（付則第10条第2号に規定する宅地等をいい、法第349条の3、第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第106条の6第1号及び第106条の15中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る付則第11条各項に規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第106条の6第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格を</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 40px; margin-top: 10px;"></div>

新	旧
いう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。	いう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。
3 略	3 略
4 略	4 略
(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)	(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)
第17条の3 略	第17条の3 略
2 略	2 略
3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
(1)～(4) 略	(1)～(4) 略
(5) <u>付則第7条の5の2及び付則第7条の5の5の規定の適用については、付則第7条の5の2第1項及び付則第7条の5中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第17条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u>	(5) <u>付則第7条の5の2及び付則第7条の5の5の規定の適用については、付則第7条の5の2第1項及び付則第7条の5中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第17条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u>
(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)	(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)
第17条の4 略	第17条の4 略
2 略	2 略
3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
(1)～(4) 略	(1)～(4) 略
(5) <u>付則第7条の5の2及び付則第7条の5の5の規定の適用については、</u>	(5) <u>付則第7条の5の2及び付則第7条の5の5の規定の適用については、</u>

	新	旧
付則第7条の5の2第1項及び付則第7条の5中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第17条の4第1項の規定による市民税の所得割」とする。		
4 略	<p>4 略 (宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額)とする。</p> <p>4 略 (宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>第18条 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下この条において「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p>	<p>4 略 (宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>第18条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等の当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等が当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下この条において「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p>

新	旧
<p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商业地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該商业地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商业地等であるときは、当該额にこれららの規定に定める率を乗じて得た额）を当該商业地等に係る当該年度分の都市计画税の课税標準となるべき額とした場合における都市计画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市计画税額とする。</p>	<p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商业地等に係る当該年度分の都市计画税の课税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商业地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商业地等であるときは、当該额にこれららの規定に定める率を乗じて得た额）を当該商业地等に係る当該年度分の都市计画税の课税標準となるべき額とした場合における都市计画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市计画税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商业地等に係る当該年度分の都市计画税の课税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該商业地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商业地等であるときは、当該额にこれららの規定に定める率を乗じて得た额）を当該商业地等に係る当該年度分の都市计画税の课税標準となるべき額とした場合における都市计画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市计画税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商业地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市计画税の额は、第1項の規定にかかわらず、当該商业地等の当該年度分の都市计画税に係る前年度分</p>

新	旧
の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。	の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。
5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。	5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。
(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)	(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)
第19条 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の	第19条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に、当



	新	旧
	(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)	(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)
第21条	略	第21条 略
2	略	2 略
3	第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
(1)～(4)	略	(1)～(4) 略
(5)	<u>付則第7条の5の2及び付則第7条の5の5の規定の適用については、付則第7条の5の2第1項及び付則第7条の5中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第21条第1項前段の規定による市民税の所得割の額」とする。</u>	<u>(1)～(4) 略</u>
	(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)	(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)
第22条	略	第22条 略
2～4	略	2～4 略
5	第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
(1)～(4)	略	(1)～(4) 略
(5)	<u>付則第7条の5の2及び付則第7条の5の5の規定の適用については、付則第7条の5の2第1項及び付則第7条の5中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第22条第1項前段の規定による市民税の所得割の額」とする。</u>	<u>(1)～(4) 略</u>
	(一般株式等及び上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)	(一般株式等及び上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)
第23条	略	第23条 略

	新	旧
2 前項の規定がある場合には、次に定めるとところによる。	2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるとところによる。 (1) ~ (4) 略 <u>(5) 付則第7条の5の2及び付則第7条の5の5の規定の適用については、付則第7条の5の2第1項及び付則第7条の5中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第23条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u>	2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) ~ (4) 略
3 略	3 略	3 略
4 略	4 略	4 略
	(先物取引に係る個人の市民税の課税の特例)	(先物取引に係る個人の市民税の課税の特例)
第24条の2	略	略
2 前項の規定がある場合には、次に定めるとところによる。	2 前項の規定がある場合には、次に定めるとところによる。 (1) ~ (4) 略 <u>(5) 付則第7条の5の2及び付則第7条の5の5の規定の適用については、付則第7条の5の2第1項及び付則第7条の5中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第24条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u>	2 前項の規定がある場合には、次に定めるとところによる。 (1) ~ (4) 略 <u>(5) 付則第7条の5の2及び付則第7条の5の5中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第24条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u>
	(東日本大震災に係る固定資産税及び都市計画税の特例の適用を受ける者がすべき申告等)	(東日本大震災に係る固定資産税及び都市計画税の特例の適用を受ける者がすべき申告等)
第27条	略	略
2	2	3 法附則第56条第11項の規定の適用を受ける者は、当該年度の初日

新	旧
の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第24条第12項第2号イからハまでに掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。	の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第24条第12項第2号イからハまでに掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。
(1) 略	(1) 略
(2) 法附則第56条第11項の規定の適用を受けようとする家屋(次号において「特例適用家屋」という。)の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積(法附則第15条の8第3項又は第5項の規定の適用を受けようとする場合には、付則第9条の3第4項第2号又は第6項第2号に掲げる事項)	(2) 法附則第56条第11項の規定の適用を受けようとする家屋(次号において「特例適用家屋」という。)の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積(法附則第15条の8第3項又は第5項の規定の適用を受けようとする場合には、付則第9条の3第3項第2号又は第5項第2号に掲げる事項)
(3) 特例適用家屋を取得し、又は改築した年月日(法附則第15条の6第1項又は第2項の規定の適用を受けようとする場合にあっては付則第9条の3第1項第3号に掲げる事項、法附則第15条の8第1項、第2項又は第3項の規定の適用を受けようとする場合にあっては付則第9条の3第4項第3号、第5項第3号又は第6項第3号に掲げる事項)	(3) 特例適用家屋を取得し、又は改築した年月日(法附則第15条の6第1項又は第2項の規定の適用を受けようとする場合にあっては付則第9条の3第1項第3号に掲げる事項、法附則第15条の8第1項、第2項又は第3項の規定の適用を受けようとする場合にあっては付則第9条の3第3項第3号、第4項第3号又は第5項第3号に掲げる事項)
(4) ~ (6) 略	(4) ~ (6) 略
4 法附則第56条第11項の規定の適用を受けける家屋に係る平成24年度から令和9年度までの各年度分の固定資産税については、付則第9条の3第1項から第6項までの規定は適用しない。	4 法附則第56条第11項の規定の適用を受けれる家屋に係る平成24年度から令和9年度までの各年度分の固定資産税については、付則第9条の3第1項から第5項までの規定は適用しない。
5 略	5 略
6 略	6 略
7 法附則第56条第14項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日	7 法附則第56条第14項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日
の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第	の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第

新	旧
24条第12項第4号イからハまでに掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。	24条第12項第4号イからハまでに掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。
(1) 略	(1) 略
(2) 法附則第56条第14項の規定の適用を受けようとする家屋（次号において「特例適用家屋」という。）の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積（法附則第15条の8第1項又は第3項の規定の適用を受ける場合にあっては、付則第9条の3第4項第2号又は第6項第2号に掲げる事項）	(2) 法附則第56条第14項の規定の適用を受けようとする家屋（次号において「特例適用家屋」という。）の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積（法附則第15条の8第1項又は第3項の規定の適用を受ける場合にあっては、付則第9条の3第3項第2号又は第5項第2号に掲げる事項）
(3) 特例適用家屋を取得した年月日（法附則第15条の6第1項又は第2項の規定の適用を受ける場合にあっては付則第9条の3第1項第3号に掲げる事項、法附則第15条の8第1項、第2項又は第3項の規定の適用を受けようとする場合にあっては付則第9条の3第4項第3号、第5項第3号又は第6項第3号に掲げる事項）	(3) 特例適用家屋を取得した年月日（法附則第15条の6第1項又は第2項の規定の適用を受ける場合にあっては付則第9条の3第1項第3号に掲げる事項、法附則第15条の8第1項、第2項又は第3項の規定の適用を受ける場合にあっては付則第9条の3第3項第2号又は第5項第2号に掲げる事項）
(4) ~ (6) 略	(4) ~ (6) 略
8 法附則第56条第14項の規定の適用を受ける家屋に係る固定資産税については、付則第9条の3第1項から第6項までの規定は適用しない。	8 法附則第56条第14項の規定の適用を受ける家屋に係る固定資産税については、付則第9条の3第1項から第5項までの規定は適用しない。

議案第 71 号

北九州市市税条例の一部改正について

北九州市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 6 日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 地方税法等の一部改正に伴い、一体型滞在快適性等向上事業により整備した滞在快適性等向上施設等に係る固定資産税及び都市計画税の特例割合を定める等のため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

## 北九州市市税条例の一部を改正する条例

北九州市市税条例（昭和38年北九州市条例第85号）の一部を次のように改正する。

第44条各号列記以外の部分中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

第77条の5第1項及び第5項並びに第77条の9第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

付則第9条の2中第19項を第21項とし、第16項から第18項までを2項ずつ繰り下げ、第15項を第16項とし、同項の次に次の1項を加える。

17 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

付則第9条の2中第14項を第15項とし、第11項から第13項までを1項ずつ繰り下げ、第10項の次に次の1項を加える。

11 法附則第15条第25項第2号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。

付則第15条の5第1項及び第2項中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

付則第15条の7第1項各号列記以外の部分中「令和9年3月31日」を「令和11年3月31日」に改め、同項第3号中「2,500万円」を「3,500万円」に改める。

付則第27条第3項第2号中「附則第15条の8第3項又は第5項」を「附則第15条の8第1項又は第3項」に改める。

### 付 則

#### (施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第44条各号列記以外の部分の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

#### (固定資産税に関する経過措置)

第2条 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対し

て課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の北九州市市税条例（以下「新条例」という。）付則第15条の5第1項及び第2項の規定は、当該各項に規定する要件に該当する家屋及び構築物並びにこれらの敷地である土地が令和6年4月1日からこの条例の施行の日までの間に取得された場合についても適用する。
- 4 新条例付則第15条の7第1項第3号の規定は、令和6年4月1日以後に取得された家屋及び構築物について適用し、同日前に取得された家屋及び構築物については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第3条 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

新	旧
<p>第44条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第152条第5項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財团法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財团法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは國家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財团法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財团法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財团法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」</p>	<p>第44条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財团法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財团法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財团法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財团法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財团法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財团法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」</p>

新	旧
<p>」という。) の所有に属しないものでは当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) ~ (6) 略 (たばこ税の申告納付の手続)</p>	<p>という。) の所有に属しないものでは当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) ~ (6) 略 (たばこ税の申告納付の手続)</p>
<p>第 7 条の 5 前条の規定によりたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間ににおける売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第 7 条の 3 第 1 項の規定により免除を受けようとする場合は同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第 1 項の規定により控除を受けようとする場合は同項の適用を受けようとするたばこ税額その他の必要な事項を記載した施行規則第 3 4 号の 2 様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第 3 4 号の 2 の 5 様式による納付書により納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第 7 条の 3 第 3 項に規定する書類及び次条第 1 項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第 1 6 号の 5 様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>2 ~ 4 略</p>	<p>第 7 条の 5 前条の規定によりたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間ににおける売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第 7 条の 3 第 1 項の規定により免除を受けようとする場合は同項の適用を受けようとするたばこ税額並びに次条第 1 項の規定により控除を受けようとする場合は同項の適用を受けようとするたばこ税額その他の必要な事項を記載した施行規則第 3 4 号の 2 様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第 3 4 号の 2 の 5 様式による納付書により納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第 7 条の 3 第 3 項に規定する書類及び次条第 1 項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第 1 6 号の 5 様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>2 ~ 4 略</p> <p>5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第 1 項又は第 2 項の納期限（納期限がわったときは、その延長された納期限。第 7 7</p>

新	日
<p>条の9第2項において同じ。) の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)</p> <p>第77条の9 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によつて納付しなければならない。</p> <p>2 略 付 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第9条の2 略 2~10 略</p> <p>1.1 法附則第15条第25項第2号に規定する条例で定める割合は、7分の6とす。</p> <p>1.2~1.6 略</p> <p>1.7 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>条の9第2項において同じ。) の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)</p> <p>第77条の9 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>2 略 付 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第9条の2 略 2~10 略</p> <p>1.1 法附則第15条第25項第2号に規定する条例で定める割合は、7分の6とす。</p> <p>1.2~1.6 略</p> <p>1.7 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p>

新	日
<u>1.8～2.1</u> 略 (グリーンアジア国際戦略総合特区内に設置される指定対象事業及び賃付対象事業のための施設等に係る固定資産税の課税免除)	<u>1.6～1.9</u> 略 (グリーンアジア国際戦略総合特区内に設置される指定対象事業及び賃付対象事業のための施設等に係る固定資産税の課税免除)
第15条の5 指定法人が平成24年4月1日から当該法人に係る総合特別区域法施行規則(平成23年内閣府令第39号)第17条第5項に規定する指定の有効期間(当該期間の変更があった場合には当該変更後の期間)の満了の日又は令和8年3月 <u>3.1</u> 日のいずれか早い日までの期間内に取得した指定対象事業用に供する家屋及び構築物(グリーンアジア国際戦略総合特区内に所在するもので、かつ、一の家屋及び構築物の取得価額が1億円以上のものに限る。次項において同じ。)並びにこれらの敷地である土地に対しては、第42条第1項の規定にかかるはず、当該家屋又は構築物に対して新たに固定資産税を課すべき年度から3年度分の固定資産税に限り、これを課さない。	第15条の5 指定法人が平成24年4月1日から当該法人に係る総合特別区域法施行規則(平成23年内閣府令第39号)第17条第5項に規定する指定の有効期間(当該期間の変更があった場合には当該変更後の期間)の満了の日又は令和6年3月 <u>3.1</u> 日のいずれか早い日までの期間内に取得した指定対象事業用に供する家屋及び構築物(グリーンアジア国際戦略総合特区内に所在するもので、かつ、一の家屋及び構築物の取得価額が1億円以上のものに限る。次項において同じ。)並びにこれらの敷地である土地に対しては、第42条第1項の規定にかかるはず、当該家屋又は構築物に対して新たに固定資産税を課すべき年度から3年度分の固定資産税に限り、これを課さない。
2 貸付対象事業を行いう事業者が平成24年4月1日から令和8年3月 <u>3.1</u> までの期間内に取得した当該貸付対象事業の用に供する家屋及び構築物並びにこれらの敷地である土地位しては、第42条第1項の規定にかかるはず、当該家屋又は構築物に対して新たに固定資産税を課すべき年度から3年度分の固定資産税に限り、これを課さない。	2 貸付対象事業を行いう事業者が平成24年4月1日から令和6年3月 <u>3.1</u> までの期間内に取得した当該貸付対象事業の用に供する家屋及び構築物並びにこれらの敷地である土地位しては、第42条第1項の規定にかかるはず、当該家屋又は構築物に対して新たに固定資産税を課すべき年度から3年度分の固定資産税に限り、これを課さない。
3 略 (地域再生法に基づいて整備される特定業務施設等に係る固定資産税の不均一課税)	3 略 (地域再生法に基づいて整備される特定業務施設等に係る固定資産税の不均一課税)

新	日
<p>において「指定期間」という。) 内に、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について地域再生法第17条の2第3項の認定を受けた事業者 (次項において「認定事業者」という。) が、認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って特定業務施設を新設し、又は増設した場合には、当該特定業務施設の用に供する家屋又は構築物及び当該家屋又は構築物の敷地である土地で次に掲げる要件に該当するもの (付則第15条の5第1項若しくは第2項の規定の適用を受けるもの又は貸付けの用に供するものを除く。) に対して課する固定資産税の税率は、第50条の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税を課すべき年度から3年度分の固定資産税に限り、初年度は100分の0.14、第2年度は100分の0.35、第3年度は100分の0.7とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 略</li> <li>(2) 略</li> <li>(3) 一の家屋及び構築物の取得価額の合計額が3,500万円 (前号に規定する中小事業者、中小企業者及び中小通算法人にあっては、1,000万円) 以上ものであること。</li> </ul>	<p>において「指定期間」という。) 内に、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について地域再生法第17条の2第3項の認定を受けた事業者 (次項において「認定事業者」という。) が、認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って特定業務施設を新設し、又は増設した場合には、当該特定業務施設の用に供する家屋又は構築物及び当該家屋又は構築物の敷地である土地で次に掲げる要件に該当するもの (付則第15条の5第1項若しくは第2項の規定の適用を受けるもの又は貸付けの用に供するものを除く。) に対して課する固定資産税の税率は、第50条の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税を課すべき年度から3年度分の固定資産税に限り、初年度は100分の0.14、第2年度は100分の0.35、第3年度は100分の0.7とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 略</li> <li>(2) 略</li> <li>(3) 一の家屋及び構築物の取得価額の合計額が2,500万円 (前号に規定する中小事業者、中小企業者及び中小通算法人にあっては、1,000万円) 以上ものであること。</li> </ul> <p>2 略 (東日本大震災に係る固定資産税及び都市計画税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第27条 略 2 略</p>

新	旧
<p>3 法附則第 5 6 条第 1 1 項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第24条第12項第2号イからハまでに掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法附則第 5 6 条第 1 1 項の規定の適用を受けようとする家屋（次号において「特例適用家屋」という。）の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積（法附則第15条の8第1項又は第3項の規定の適用を受けようとする場合については、付則第9条の3第4項第2号又は第6項第2号に掲げる事項）</p> <p>(3) ~ (6) 略</p> <p>4~8 略</p>	<p>3 法附則第 5 6 条第 1 1 項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第24条第12項第2号イからハまでに掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法附則第 5 6 条第 1 1 項の規定の適用を受けようとする家屋（次号において「特例適用家屋」という。）の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積（法附則第15条の8第3項又は第5項の規定の適用を受けようとする場合にはあつては、付則第9条の3第4項第2号又は第6項第2号に掲げる事項）</p> <p>(3) ~ (6) 略</p> <p>4~8 略</p>

議案第 72 号

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 6 日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 北九州市立折尾保育所を移転するため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正  
する条例

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1の保育所の項中

「〃 八幡西区北鷹見町12番24号」を

「〃 八幡西区堀川町8番7号」に

改める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

## 参考

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例新旧对照表

別表第1 (第3条関係)		別表第1 (第3条関係)	
施設の種類	目的又は事業 名称	事業 名称	位置
保育所	略	略	略
	" 八幡西区堀川町8番7号	" 4号	" 八幡西区北鷹見町12番2
	略	略	略
	略	略	略

議案第73号

北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月6日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育所等に置く保育士等の数に係る基準を変更するため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年北九州市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第48条第2項中「20人」を「15人」に、「30人」を「25人」に改める。

(北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年北九州市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項第4号中「20人」を「15人」に改め、同項第5号中「30人」を「25人」に改める。

第32条第2項第4号中「20人」を「15人」に改め、同項第5号中「30人」を「25人」に改める。

第45条第2項第4号中「20人」を「15人」に改め、同項第5号中「30人」を「25人」に改める。

第48条第2項第4号中「20人」を「15人」に改め、同項第5号中「30人」を「25人」に改める。

#### 付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第48条第2項の規定並びに第2条の規定による改正後の北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定を適用した場合において、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正

後のこれらの規定は、適用しない。この場合において、第1条の規定による改正前の北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第48条第2項の規定並びに第2条の規定による改正前の北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、この条例の施行の日以後も、なおその効力を有する。

## 参考

北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表（第1条関係）

(職員)	新	(職員)	旧
第48条 略	2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満2歳に満たない幼児おおむね5人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね15人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね25人につき1人以上とする。ただし、保育所1施設につき2人を下ることはできない。	第48条 略	2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満2歳に満たない幼児おおむね5人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、保育所1施設につき2人を下ることはできない。

北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表（第2条関係）

(職員)	新	(職員)	旧
第3条 略		第30条 略	
2 前項の保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。		2 前項の保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。	
(1) ~ (3) 略		(1) ~ (3) 略	
(4) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね <u>15人</u> につき1人 (法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)		(4) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね <u>20人</u> につき1人 (法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)	
(5) 満4歳以上の児童 おおむね <u>25人</u> につき1人		(5) 満4歳以上の児童 おおむね <u>30人</u> につき1人	
3 略		3 略	
(職員)		(職員)	
第32条 略		第32条 略	
2 前項の保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち4分の3以上は保育士とする。		2 前項の保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち4分の3以上は保育士とする。	
(1) ~ (3) 略		(1) ~ (3) 略	
(4) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね <u>15人</u> につき1人 (法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)		(4) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね <u>20人</u> につき1人 (法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)	
(5) 満4歳以上の児童 おおむね <u>25人</u> につき1人		(5) 満4歳以上の児童 おおむね <u>30人</u> につき1人	

	新	旧
3 略 (職員)	3 略 (職員)	3 略 (職員)
第4 5条 略	<p>第4 5条 略</p> <p>2 前項の保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、一の保育所型事業所内保育事業所につき2人を下ることはできない。</p> <p>(1) ~ (3) 略</p> <p>(4) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15</u>人につき1人 (法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(5) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25</u>人につき1人</p>	<p>第4 5条 略</p> <p>2 前項の保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、一の保育所型事業所内保育事業所につき2人を下ることはできない。</p> <p>(1) ~ (3) 略</p> <p>(4) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20</u>人につき1人 (法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(5) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30</u>人につき1人</p>

	新	旧
3	略	3 略

議案第74号

北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月6日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園に置く職員の数に係る基準を変更するため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年北九州市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項の表の（1）の項中「30人」を「25人」に改め、同表の（2）の項中「20人」を「15人」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第7条第3項の規定を適用した場合において、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の同項の規定は、適用しない。この場合において、改正前の同項の規定は、この条例の施行の日以後も、なおその効力を有する。

## 参考

北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表

		新	旧								
(職員の数等)		(職員の数等)									
第7条	略	第7条	略								
2	略	2	略								
3	幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児について、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下つてはならない。	3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それを同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下つてはならない。									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>園児の区分</th> <th>員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 満4歳以上の園児</td> <td>おおむね<u>25</u>人につき1人</td> </tr> <tr> <td>(2) 満3歳以上満4歳未満の園児</td> <td>おおむね<u>15</u>人につき1人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td></tr> </tbody> </table>		園児の区分	員数	(1) 満4歳以上の園児	おおむね <u>25</u> 人につき1人	(2) 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね <u>15</u> 人につき1人	略	
園児の区分	員数										
(1) 満4歳以上の園児	おおむね <u>25</u> 人につき1人										
(2) 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね <u>15</u> 人につき1人										
略											
4	略	4	略								
5	略	5	略								

議案第75号

北九州市認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正について

北九州市認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月6日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、認定こども園に置く職員の数に係る基準を変更する等のため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する  
条例

北九州市認定こども園の認定要件に関する条例（平成26年北九州市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「20人」を「15人」に、「30人」を「25人」に改める。

第8条第1項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第5条第1項の規定を適用した場合において、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の同項の規定は、適用しない。この場合において、改正前の同項の規定は、この条例の施行の日以後も、なおその効力を有する。

	新	旧
(職員の配置)	(職員の配置)	
第5条 認定こども園には、満1歳未満の子どもおおむね3人につき1人以上、満1歳以上満2歳未満の子どもおおむね5人につき1人以上、満2歳以上満3歳未満の子どもおおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね15人につき1人以上、満4歳以上の子どもおおむね25人につき1人以上の教育及び保育に従事する者を置かなければならない。ただし、当該従事する者の数は、常時2人を下つてはならない。	第5条 認定こども園には、満1歳未満の子どもおおむね3人につき1人以上、満1歳以上満2歳未満の子どもおおむね5人につき1人以上、満2歳以上満3歳未満の子どもおおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね20人につき1人以上、満4歳以上の子どもおおむね30人につき1人以上の教育及び保育に従事する者を置かなければならない。ただし、当該従事する者の数は、常時2人を下つてはならない。	第5条 認定こども園には、満1歳未満の子どもおおむね3人につき1人以上、満1歳以上満2歳未満の子どもおおむね5人につき1人以上、満2歳以上満3歳未満の子どもおおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね20人につき1人以上、満4歳以上の子どもおおむね30人につき1人以上の教育及び保育に従事する者を置かなければならない。ただし、当該従事する者の数は、常時2人を下つてはならない。
2 略	(教育及び保育の内容)	
第8条 認定こども園における教育及び保育は、法第6条の規定に基づき幼稚園携型認定こども園教育・保育要領（法第10条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針をいう。）に基づかなければならぬ。	第8条 認定こども園における教育及び保育は、法第6条の規定に基づき幼稚園携型認定こども園教育・保育要領（法第10条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針をいう。）に基づかなければならぬ。	第8条 認定こども園における教育及び保育は、法第6条の規定に基づき幼稚園携型認定こども園教育・保育要領（法第10条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針をいう。）に基づかなければならぬ。
2 略		

議案第 76 号

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の  
一部改正について

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正  
する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 6 日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を適用  
する地区整備計画区域を追加するため、関係規定を改める必要があるので  
、この条例案を提出する。

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の  
一部を改正する条例

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成4年北  
九州市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

木屋瀬東部地 区地区整備計 画区域	北九州広域都市計画木屋瀬東部地区地区計画の区 域のうち、地区整備計画が定められた区域	を
木屋瀬東部地 区地区整備計 画区域	北九州広域都市計画木屋瀬東部地区地区計画の区 域のうち、地区整備計画が定められた区域	に
金剛地区地区 整備計画区域	北九州広域都市計画金剛地区地区計画の区 域のうち、地区整備計画が定められた区域	」

改める。

別表第2の吉志北地区地区整備計画区域の項中「第5条第17項」を「第5  
条第18項」に改め、同表の猿喰地区地区整備計画区域の項中「流通業務の総  
合化及び効率化の促進に関する法律」を「物資の流通の効率化に関する法律」  
に、「第2条第3号」を「第4条第3号」に改め、同表の泉台地区地区整備計  
画区域の低層住宅地区の項、上葛原東地区地区整備計画区域の流通業務B地区  
の項、曾根地区地区整備計画区域の医療・生活A地区の項、曾根地区地区整備  
計画区域の医療・生活B地区の項及び曾根地区地区整備計画区域の医療・生活  
C地区的項中「第5条第17項」を「第5条第18項」に改め、同表の曾根地区  
地区整備計画区域の新産業A地区の項及び曾根地区地区整備計画区域の新产  
业B地区的項中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条第1  
項」を「物資の流通の効率化に関する法律第6条第1項」に、「第2条第3号」  
を「第4条第3号」に改め、同表の舞ヶ丘地区地区整備計画区域の利便福祉  
施設地区的項、吉田にれの木坂地区地区整備計画区域の住宅地区的項、乙丸地

区地区整備計画区域の沿道地区の項、北九州学術研究都市南部地区地区整備計画区域の教育施設・住宅地区の項、北九州学術研究都市南部地区地区整備計画区域の研究・文化・利便施設地区の項、山路松尾町地区地区整備計画区域の低層住宅A地区の項、山路松尾町地区地区整備計画区域の低層住宅B地区の項及び泉ヶ浦二丁目地区地区整備計画区域の住宅地区の項中「第5条第17項」を「第5条第18項」に改め、同表中

「

生活利便施設地区	次に掲げる建築物以外のもの (1) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの (2) 事務所 (3) 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50平方メートル以下のもの (4) 集会所、公民館又は幼稚園 (5) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (6) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (7) 診療所又は病院 (8) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (9) 郵便局、消防署その他これらに類する公益上必要な建築物 (10) 前各号の建築物に付属するもの			200平方メートル(集会所若しくは公民館又は巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地を除く。)	外壁等の面から外壁等の後退距離が定められている道路境界線又は隣地境界線までの距離	1.0メートル		建築物の各部分から道路境界線又は隣地境界線までの水平距離のうち最小のものに相当する距離に1.25を乗じて得たものに10メートルを加えたもの。ただし、15メートルを限度とする。	
金剛地 住宅地	次に掲げる建築物以外のもの			180平方メートル	外壁等の面から外壁等の後退距離が定められている道路境界線又は隣地境界線までの距離	1.0メートル	(1) 外		

」を

区地区	区整備計画区域	(1) 住宅 (2) 住宅で令第130条の3各号に掲げる用途を兼ねるもの (3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (5) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (6) 診療所 (7) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (8) 前各号の建築物に付属するもの（令第130条の5各号に掲げるものを除く。）		一トル	ら道路境界線又は隣地境界線までの距離	メートル	壁等の中 心線の長 さの合計 が3.0 メートル 以下であ るもの (2) 物 置その他 これに類 する用途 に供し、 軒の高さ が2.3 メートル 以下で、 かつ、床 面積の合 計が5平 方メート ル以内で あるもの (3) 自 動車車庫 (令第1 36条の 9第1号 に該当す るものに 限る。) (4) 自 転車駐車 場			
物流産業地区		(1) 住宅 (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (4) 学校、図書館その他これらに類するもの（認定こども園を除く。） (5) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 (6) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの（納骨施設を含む。） (7) 保育所の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの (8) 公衆浴場 (9) 診療所 (10) 店舗、飲食店その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートルを超えるもの (11) 病院 (12) 運動施設（体育館又はスポーツの練習場を含む。） (13) ホテル又は旅館 (14) 自動車教習所 (15) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場		外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離	1.0 メートル	(1) 外 壁等の中 心線の長 さの合計 が3.0 メートル 以下であ るもの (2) 物 置その他 これに類 する用途 に供し、 軒の高さ が2.3 メートル 以下で、 かつ、床 面積の合 計が5平 方メート ル以内で あるもの (3) 自 動車車庫 (令第1 36条の 9第1号 に該当す るものに 限る。) (4) 自 転車駐車 場			に	

					までの距離（ル 地区施設の緩 衝绿地に面す る部分に限る 。）				
生活・ 業務関 連施設 地区	(1) 大学、高等専門学校 、専修学校及び各種学校の 用途に供するものでその用 途に供する部分の床面積の 合計が10,000平方メ ートルを超えるもの (2) 病院の用途に供する ものでその用途に供する部 分の床面積の合計が15, 000平方メートルを超 えるもの (3) 運動施設（体育館又 はスポーツの練習場を含む 。） (4) ホテル又は旅館 (5) 自動車教習所 (6) 畜舎 (7) 自動車修理工場 (8) 自動車車庫（建築物 に付属するものを除く。）			外壁等の面か ら道路境界線 又は隣地境界 線までの距離	1.0 メート ル	(1) 外 壁等の中 心線の長 さの合計 が3.0 メートル 以下であ るもの (2) 物 置その他 これに類 する用途 に供し、 軒の高さ が2.3 メートル 以下で、 かつ、床 面積の合 計が5平 方メート ル以内で あるもの (3) 自 動車車庫 (令第1 36条の 9第1号 に該当す るものに 限る。) (4) 自 転車駐車 場			

改め、同表の幸神・岸の浦地区地区整備計画区域の住宅・利便施設地区の項中  
「第5条第17項」を「第5条第18項」に改める。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当  
該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第2の吉志北地区地区整備計画区域の項、泉台地区地区整備計

画区域の低層住宅地区の項、上葛原東地区地区整備計画区域の流通業務B地区の項、曾根地区地区整備計画区域の医療・生活A地区の項、曾根地区地区整備計画区域の医療・生活B地区の項、曾根地区地区整備計画区域の医療・生活C地区の項、舞ヶ丘地区地区整備計画区域の利便福祉施設地区的項、吉田にれの木坂地区地区整備計画区域の住宅地区的項、乙丸地区地区整備計画区域の沿道地区的項、北九州学術研究都市南部地区地区整備計画区域の教育施設・住宅地区的項、北九州学術研究都市南部地区地区整備計画区域の研究・文化・利便施設地区的項、山路松尾町地区地区整備計画区域の低層住宅A地区的項、山路松尾町地区地区整備計画区域の低層住宅B地区的項、泉ヶ浦二丁目地区地区整備計画区域の住宅地区的項及び幸神・岸の浦地区地区整備計画区域の住宅・利便施設地区的項の改正規定 規則で定める日

(2) 別表第2の猿喰地区地区整備計画区域の項、曾根地区地区整備計画区域の新産業A地区的項及び曾根地区地区整備計画区域の新産業B地区的項の改正規定 規則で定める日

## 参考

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表

新		別表第 1 (第 3 条関係)		別表第 1 (第 3 条関係)	
		地区整備計画区域		地区整備計画区域	
名称	区域	名称	区域	名称	区域
	略				略
木屋瀬東部地区地 区整備計画区域	北九州広域都市計画木屋瀬東部地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	木屋瀬東部地区地 区整備計画区域	北九州広域都市計画木屋瀬東部地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	北九州広域都市計画木屋瀬東部地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	北九州広域都市計画木屋瀬東部地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
金剛地区地区整備 計画区域	北九州広域都市計画金剛地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域				略

別表第2(第4条—第10条関係)

別表第2(第4条-第10条関係)

1

別表第2(第4条-第10条関係)

新		日		
区地区 整備計 画区域	もの (1) 略 (2) 略 (3) 倉庫業を営む倉 庫、貨物利用運送事業 の用に供する倉庫若し くは一般貨物自動車運 送事業の用に供する倉 庫（いすゞも物資の流 通の効率化に関する法 律（平成17年法律第 85号）第4条第3号 に規定する特定流通業 務施設に限る。）又は これらが有する事務所 若しくは自動車車庫	区地区 整備計 画区域	もの (1) 略 (2) 略 (3) 倉庫業を営む倉 庫、貨物利用運送事業 の用に供する倉庫若し くは一般貨物自動車運 送事業の用に供する倉 庫（いすゞも物流業務 の総合化及び効率化の 促進に関する法律（平 成17年法律第85号 ）第2条第3号に規定 する特定流通業務施設 に限る。）又はこれら が有する事務所若しく は自動車車庫	区地区 整備計 画区域
低層住宅地区	もの (1) ~ (3) 略 (4) 寄宿舎（老人福 祉法第5条の2第6項 に規定する認知症対応 型老人共同生活援助事 業又は障害者総合支援 法第5条第1.8項に規 定する共同生活援助の 用に供するもので、延 べ面積が600平方メ ートル以内のものに限 る。）	低層住宅地区	もの (1) ~ (3) 略 (4) 寄宿舎（老人福 祉法第5条の2第6項 に規定する認知症対応 型老人共同生活援助事 業又は障害者総合支援 法第5条第1.7項に規 定する共同生活援助の 用に供するもので、延 べ面積が600平方メ ートル以内のものに限 る。）	低層住宅地区
台地地区	略	台地地区	略	台地地区

新		旧	
(5) ~ (11) 略		(5) ~ (11) 略	
上葛原東地区	(1) ~ (3) 略 (4) 共同住宅、寄宿舎又は下宿(共同住宅及び寄宿舎にあっては老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業又は障害者総合支援法第5条第18項に規定する共同生活援助の用に供するものを除く。)	上葛原東地区	(1) ~ (3) 略 (4) 共同住宅、寄宿舎又は下宿(共同住宅及び寄宿舎にあっては老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業又は障害者総合支援法第5条第17項に規定する共同生活援助の用に供するものを除く。)
東業務地区	略	東業務地区	略
上葛原東地区整備計画区域	(5) ~ (19) 略	上葛原東地区整備計画区域	(5) ~ (19) 略
曾根地区	次に掲げる建築物以外のもの (1) 略 (2) 寄宿舎(老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者総合支援法第5条第18項に規定する共同生活援助の用に供するもの又は地区整備計画区域内で業務に從事する者若しくは医療・生活A地区内若しくは医療・生	曾根地区	次に掲げる建築物以外のもの (1) 略 (2) 寄宿舎(老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者総合支援法第5条第17項に規定する共同生活援助の用に供するもの又は地区整備計画区域内で業務に從事する者若しくは医療・生活A地区内若しくは医療・生

新		旧	
活B地区内の学校に通 学する者の居住の用に 供するものに限る。 ) (3) ~ (1 1) 略	活B地区内の学校に通 学する者の居住の用に 供するものに限る。 ) (3) ~ (1 1) 略	活B地区内の学校に通 学する者の居住の用に 供するものに限る。 ) (3) ~ (1 1) 略	活B地区内の学校に通 学する者の居住の用に 供するものに限る。 ) (3) ~ (1 1) 略
医 療 機 器 の も の ・ 生 活 B 地 区	次に掲げる建築物以外の もの ・ (1) 略 (2) 寄宿舎 (老人福 祉法第5条の2第6項 に規定する認知症介心 型老人共同生活援助事 業若しくは障害者総合 支援法第5条第1.8項 に規定する共同生活援 助の用に供するもの又 は地区整備計画区域内 で業務に從事する者若 しくは医療・生活A地 区内若しくは医療・生 活B地区内の学校に通 学する者の居住の用に 供するものに限る。 ) (3) ~ (1 5) 略	次に掲げる建築物以外の もの ・ (1) 略 (2) 寄宿舎 (老人福 祉法第5条の2第6項 に規定する認知症介心 型老人共同生活援助事 業若しくは障害者総合 支援法第5条第1.8項 に規定する共同生活援 助の用に供するもの又 は地区整備計画区域内 で業務に從事する者若 しくは医療・生活A地 区内若しくは医療・生 活B地区内の学校に通 学する者の居住の用に 供するものに限る。 ) (3) ~ (1 5) 略	次に掲げる建築物以外の もの ・ (1) 略 (2) 寄宿舎 (老人福 祉法第5条の2第6項 に規定する認知症介心 型老人共同生活援助事 業若しくは障害者総合 支援法第5条第1.7項 に規定する共同生活援 助の用に供するもの又 は地区整備計画区域内 で業務に從事する者若 しくは医療・生活A地 区内若しくは医療・生 活B地区内の学校に通 学する者の居住の用に 供するものに限る。 ) (3) ~ (1 5) 略
医 療 機 器 の も の ・ 生 活 C 地 区	次に掲げる建築物以外の もの ・ (1) 略 (2) 寄宿舎 (老人福 祉法第5条の2第6項 に規定する認知症介心 型老人共同生活援助事 業若しくは障害者総合 支援法第5条第1.8項 に規定する共同生活援 助の用に供するもの又 は地区整備計画区域内 で業務に從事する者若 しくは医療・生活A地 区内若しくは医療・生 活B地区内の学校に通 学する者の居住の用に 供するものに限る。 ) (3) ~ (1 5) 略	次に掲げる建築物以外の もの ・ (1) 略 (2) 寄宿舎 (老人福 祉法第5条の2第6項 に規定する認知症介心 型老人共同生活援助事 業若しくは障害者総合 支援法第5条第1.7項 に規定する共同生活援 助の用に供するもの又 は地区整備計画区域内 で業務に從事する者若 しくは医療・生活A地 区内若しくは医療・生 活B地区内の学校に通 学する者の居住の用に 供するものに限る。 ) (3) ~ (1 5) 略	次に掲げる建築物以外の もの ・ (1) 略 (2) 寄宿舎 (老人福 祉法第5条の2第6項 に規定する認知症介心 型老人共同生活援助事 業若しくは障害者総合 支援法第5条第1.7項 に規定する共同生活援 助の用に供するもの又 は地区整備計画区域内 で業務に從事する者若 しくは医療・生活A地 区内若しくは医療・生 活B地区内の学校に通 学する者の居住の用に 供するものに限る。 ) (3) ~ (1 5) 略

		新	日
助の用に供するもの又 は地区整備計画区域内 で業務に從事する者の 居住の用に供するもの に限る。) (4)～(12) 略		助の用に供するもの又 は地区整備計画区域内 で業務に從事する者の 居住の用に供するもの に限る。) (4)～(12) 略	
新産業 A 地区	次に掲げる建築物以外の もの (1) 略 (2) 倉庫 <u>物資の流通の効率化</u> に関する法律第6条 第1項の規定により認 定を受けた同項の統合 効率化計画に記載され た同法第4条第3号に 規定する特定流通業務 施設に限る。) (3)～(6) 略	新産業 A 地区	次に掲げる建築物以外の もの (1) 略 (2) 倉庫を営む倉 庫 <u>流通業務の総合化</u> 及び効率化の促進に關 する法律第4条第1項 の規定により認定を受けた 同項の統合効率化 計画に記載された同法 第2条第3号に規定す る特定流通業務施設に 限る。) (3)～(6) 略
新産業 B 地区	次に掲げる建築物以外の もの (1) 略 (2) 倉庫 <u>物資の流通の効率化</u> に関する法律第6条 第1項の規定により認 定を受けた同項の統合 効率化計画に記載され た同法第4条第3号に 規定する特定流通業務 施設に限る。)	新産業 B 地区	次に掲げる建築物以外の もの (1) 略 (2) 倉庫を営む倉 庫 <u>流通業務の総合化</u> 及び効率化の促進に關 する法律第4条第1項 の規定により認定を受けた 同項の統合効率化 計画に記載された同法 第2条第3号に規定す る特定流通業務施設に 限る。)

新		日	
舞 ヶ 利 便 福 祉 施 設 地 区 整 備 計 画 区 域	(3) ~ (6) 略	(3) ~ (6) 略	略
舞 ヶ 利 便 福 祉 施 設 地 区 整 備 計 画 区 域	次に掲げる建築物以外の もの (1) 略 (2) 寄宿舎 (老人福 祉法第5条の2第6項 に規定する認知症対応 型老人共同生活援助事 業又は障害者総合支援 法第5条第1・8項に規 定する共同生活援助の 用に供するものに限る 。) (3) ~ (10) 略	次に掲げる建築物以外の もの (1) 略 (2) 寄宿舎 (老人福 祉法第5条の2第6項 に規定する認知症対応 型老人共同生活援助事 業又は障害者総合支援 法第5条第1・7項に規 定する共同生活援助の 用に供するものに限る 。) (3) ~ (10) 略	略
吉 田 に れ の 木 坂 地 区 整 備 計 画 区 域	次に掲げる建築物以外の もの (1) ~ (3) 略 (4) 寄宿舎 (老人福 祉法第5条の2第6項 に規定する認知症対応 型老人共同生活援助事 業又は障害者総合支援 法第5条第1・8項に規 定する共同生活援助の 用に供するものに限る 。) (5) ~ (10) 略	次に掲げる建築物以外の もの (1) ~ (3) 略 (4) 寄宿舎 (老人福 祉法第5条の2第6項 に規定する認知症対応 型老人共同生活援助事 業又は障害者総合支援 法第5条第1・7項に規 定する共同生活援助の 用に供するものに限る 。) (5) ~ (10) 略	略
舞 ヶ 利 便 福 祉 施 設 地 区 整 備 計 画 区 域	次に掲げる建築物以外の もの (1) 略	次に掲げる建築物以外の もの (1) ~ (3) 略	略

## 新

乙 丸 地 区 整 備 計 画 区 域	次に掲げる建築物以外の もの (1) 略 (2) 略 (3) 寄宿舎 (老人福 祉法第5条の2第6項 に規定する認知症対応 型老人共同生活援助事 業又は障害者総合支援 法第5条第1・8項に規 定する共同生活援助の 用に供するものに限る 。) (4) ~ (12) 略	略
北 九 州 教 育 施 設 ・ 研 究 住 宅 地 区	次に掲げる建築物以外の もの (1) ~ (5) 略 (6) 老人福祉法第5 条の2第6項に規定す る認知症対応型老人共 同生活援助事業又は障 害者総合支援法第5条 第1・8項に規定する共 同生活援助の用に供す るもの (7) 略	略

## 旧

乙 丸 地 区 整 備 計 画 区 域	次に掲げる建築物以外の もの (1) 略 (2) 略 (3) 寄宿舎 (老人福 祉法第5条の2第6項 に規定する認知症対応 型老人共同生活援助事 業又は障害者総合支援 法第5条第1・8項に規 定する共同生活援助の 用に供するものに限る 。) (4) ~ (12) 略	略
北 九 州 教 育 施 設 ・ 研 究 住 宅 地 区	次に掲げる建築物以外の もの (1) ~ (5) 略 (6) 老人福祉法第5 条の2第6項に規定す る認知症対応型老人共 同生活援助事業又は障 害者総合支援法第5条 第1・8項に規定する共 同生活援助の用に供す るもの (7) 略	略

新		旧	
画 面 区 域	化 ・ 利 便 施 設 地 区	画 面 区 域	化 ・ 利 便 施 設 地 区
山区	低層住宅A地区	山区	低層住宅A地区
路 路 松 尾 町 地 区	(1) ~ (3) 略	路 路 松 尾 町 地 区	(1) ~ (3) 略
化 化 利 便 施 設 地 区	山区 低層住宅B地区	山区 低層住宅B地区	山区 低層住宅B地区
・ ・ 便 施 設 地 区	低層住宅B地区	低層住宅B地区	低層住宅B地区
利 便 施 設 地 区	(1) ~ (3) 略	(1) ~ (3) 略	(1) ~ (3) 略
便 施 設 地 区	(4) ~ (9) 略	(4) ~ (9) 略	(4) ~ (9) 略
施 設 地 区	山区 低層住宅C地区	山区 低層住宅C地区	山区 低層住宅C地区
設 地 区	(1) ~ (4) 略	(1) ~ (4) 略	(1) ~ (4) 略
地 区	(5) ~ (9) 略	(5) ~ (9) 略	(5) ~ (9) 略

新		旧	
法第5条第1.8項に規定する共同生活援助の用に供するもので、延べ面積が600平方メートル以内のものに限る。) (5) ~ (11) 略	法第5条第1.7項に規定する共同生活援助の用に供するもので、延べ面積が600平方メートル以内のものに限る。) (5) ~ (11) 略	泉ヶ浦二丁目地区整備計画区域	次に掲げる建築物以外の住宅地(1) 略(2) 略(3) 寄宿舎(老人福祉法第5条の2第6項に規定する認証施設)大型老人共同生活援助事業又は障害者総合支援法第5条第1.8項に規定する共同生活援助の用に供するもので、延べ面積が600平方メートル以内のものに限る。) (4) ~ (9) 略
略	略	泉ヶ浦二丁目地区整備計画区域	次に掲げる建築物以外の住宅地(1) 略(2) 略(3) 寄宿舎(老人福祉法第5条の2第6項に規定する認証施設)大型老人共同生活援助事業又は障害者総合支援法第5条第1.7項に規定する共同生活援助の用に供するもので、延べ面積が600平方メートル以内のものに限る。) (5) ~ (11) 略
略	略	木屋瀬東部地区	次に掲げる建築物以外の住宅地(1) 店舗、飲食店その他のこれらに類する用途に供するもの (2) 事務所
略	略	木屋瀬東部地区	次に掲げる建築物以外の住宅地(1) 店舗、飲食店その他のこれらに類する用途に供するもの (2) 事務所

新		日	
地区整備計画区域	地区整備計画区域	地区整備計画区域	地区整備計画区域
<p>(3) 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50平方メートル以下のもの</p> <p>(4) 集会所、公民館又は幼稚園</p> <p>(5) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他のこれらに類するもの</p> <p>(6) 老人福祉センタ一、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>(7) 病院所又は診療所</p> <p>(8) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物</p> <p>(9) 郵便局、消防署その他これらに類する公益上必要な建築物</p> <p>(10) 前各号の建築物に付属するもの</p>	<p>民館又は巡回監視点のある道路境界線又は隣地境界線、公衆電話所その他のこれらに類するもの</p> <p>(3) 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50平方メートル以下のもの</p> <p>(4) 集会所、公民館又は幼稚園</p> <p>(5) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他のこれらに類するもの</p> <p>(6) 老人福祉センタ一、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>(7) 病院所又は診療所</p> <p>(8) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物</p> <p>(9) 郵便局、消防署その他これらに類する公益上必要な建築物</p> <p>(10) 前各号の建築物に付属するもの</p>	<p>境界線までの水平距離のうち最ももののに相当する距離に1.25を乗じて得たものに1.0メートルを加えたもの。ただし、1.15メートルを限度とする。</p> <p>(1) 外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離</p>	<p>境界線までの水平距離のうち最ももののに相当する距離に1.25を乗じて得たものに1.0メートルを加えたもの。ただし、1.15メートルを限度とする。</p> <p>(1) 外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離</p>
<p>(1) 住宅</p> <p>(2) 住宅で合第130条の3各号に掲げる用途を兼ねるもの</p> <p>(3) 共同住宅、賃貸又は下宿</p> <p>(4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p>	<p>民館又は巡回監視点のある道路境界線又は隣地境界線、公衆電話所その他のこれらに類するもの</p> <p>(3) 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50平方メートル以下のもの</p> <p>(4) 集会所、公民館又は幼稚園</p> <p>(5) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他のこれらに類するもの</p> <p>(6) 老人福祉センタ一、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>(7) 病院所又は診療所</p> <p>(8) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物</p> <p>(9) 郵便局、消防署その他これらに類する公益上必要な建築物</p> <p>(10) 前各号の建築物に付属するもの</p>	<p>境界線までの水平距離のうち最ももののに相当する距離に1.25を乗じて得たものに1.0メートルを加えたもの。ただし、1.15メートルを限度とする。</p> <p>(1) 外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離</p>	<p>境界線までの水平距離のうち最ももののに相当する距離に1.25を乗じて得たものに1.0メートルを加えたもの。ただし、1.15メートルを限度とする。</p> <p>(1) 外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離</p>

	新	旧
城	<p>(5) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(6) 療養所</p> <p>(7) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物</p> <p>(8) 前各号の建築物に付属するもの（令第130条の5各号に掲げるものを除く。）</p>	<p>トル以下であらむの(2)物置その他これに類する用具に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ床面積の合計が5平方メートル以内である</p>

新		旧	
物流産業地区	<p>(1) 住宅</p> <p>(2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用金を兼ねるもの</p> <p>(3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>(4) 学校、図書館その他これらに類するもの(認定こども園を除く。)</p> <p>(5) 学習塾、華道教室、国語教室その他のこ</p>	<p>(1) 外壁等の面から道路境界線又は境界線までの距離まで</p> <p>1.0メートル</p>	<p>(1) 外壁等の中の長さの合計が3.0メートル</p>
自動車車庫	<p>(令第136条の9第1号に該当するものに限る。)</p> <p>(4) 自転車駐車場</p>	<p>(3) 自動車車庫(令第136条の9第1号に該当するものに限る。)</p>	<p>(3) 自動車車庫(令第136条の9第1号に該当するものに限る。)</p>

新	旧
(6) 神社、寺院、教会その他これらに類する施設	以下であらむの(2)物置その他これに類する用途に供するもの
会その他のこれらに類するもの(納骨施設を含む。)	の(2)物置その他これに類する用途に供するもの
(7) 保育所の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるものの	の(2)物置その他これに類する用途に供するもの
(8) 公衆浴場	の(2)物置その他これに類する用途に供するもの
(9) 診療所	の(2)物置その他これに類する用途に供するもの
(10) 店舗、飲食店	の(2)物置その他これに類する用途に供するもの
その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの	の(2)物置その他これに類する用途に供するもの
(11) 病院	の(2)物置その他これに類する用途に供するもの
(12) 運動施設(体育馆又はスポーツの練習場を含む。)	の(2)物置その他これに類する用途に供するもの
(13) ホテル又は旅館	の(2)物置その他これに類する用途に供するもの
(14) 自動車教習所	の(2)物置その他これに類する用途に供するもの
(15) マージャン屋、ばらんこ屋、駄菓子屋、勝馬投票券発売所、場外券券売場その他これらに類するもの	の(2)物置その他これに類する用途に供するもの
(16) カラオケボックスその他のこれらに類するもの	の(2)物置その他これに類する用途に供するもの

新	旧
(17) 廉場、映画館 、演芸場しくは觀覧 場又はナイトクラブそ の他これに類するもの	
(18) 遊技場	
(19) キャバレー、 料理店その他これらに 類するもの	
(20) 博物館その他 これに類するもの	
(21) 合第19条第 1項に規定する児童富 祉施設等(認定こども 園及び保育所を除く。 )	
(22) 公会堂又は集 会場	
(23) 風呂法第2条 第6項各号に掲げる店 舗型性風俗特殊営業の 用に供する建築物	
	(3) 自 動車 車庫 (令 第1 36 条の 9第 1号 に該 当す るも のに 限る )
	(4) 自 転車 駐車 場
	外壁等 2.0 の面か ら道路 境界線 までの 距離( 地区範 囲の後 綫地 に面す る部分 に限る )。

新		旧	
生 活 ・ 薬 务 関 連 施 設 地 区	<p>(1) 大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校の用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの。</p> <p>(2) 病院の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が15,000平方メートルを超えるもの。</p> <p>(3) 運動施設(体育館又はスポーツの練習場を含む。)</p> <p>(4) ホテル又は旅館</p> <p>(5) 自動車教習所</p> <p>(6) 倉庫</p> <p>(7) 自動車修理工場</p> <p>(8) 自動車庫(建物に付属するものを除く。)</p>	<p>(1) 外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離</p> <p>(2) 外壁等の中の心線の長さの合計が3.0メートル以下であるもの</p> <p>(3) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、</p>	

		新		旧	

かつ  
、床  
面積  
の合  
計が  
5平  
方メ  
ート  
ル以  
内で  
ある  
もの  
(3) 自 動車  
車庫 (合  
第1  
36  
条の  
9第  
1号  
に該  
当す  
るも  
のに  
限る  
)  
(4) 自 転車  
駐車  
場

路

幸

新		旧	
(1) 略	(2) 寄宿舎 (老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業又は障害者総合支援法第5条第1・8項に規定する共同生活援助の用に供するものを除く。) 又は下記	(1) 略 （2）寄宿舎 (老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業又は障害者総合支援法第5条第1・7項に規定する共同生活援助の用に供するものを除く。) 又は下記	(1) 略 （2）寄宿舎 (老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業又は障害者総合支援法第5条第1・7項に規定する共同生活援助の用に供するものを除く。) 又は下記
神・岸の浦地区 利便施設地区 整備計画区域	略	略	略

議案第 77 号

北九州市火災予防条例の一部改正について

北九州市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 6 日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 消防法施行令の一部改正に伴い、屋内消火栓設備及び自動火災報知設備に関する基準を変更するため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

## 北九州市火災予防条例の一部を改正する条例

北九州市火災予防条例（昭和48年北九州市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第43条第1項第1号中「が、主要構造部」を「が、特定主要構造部（建築基準法第2条第9号の2イに規定する特定主要構造部をいう。以下同じ。）」に、「以上、主要構造部」を「以上、特定主要構造部」に改め、同項第2号中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改め、「若しくは」の次に「主要構造部（建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部をいう。）が」を加える。

第46条第1項第1号中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

新	旧
<p>(屋内消火栓設備に関する基準)</p> <p>第43条 次に掲げる防火対象物又はその部分には、屋内消火栓設備を設けなければならない。</p> <p>(1) 政令別表第1(16)項に掲げる防火対象物で延べ面積が、特定主要構造部(建築基準法第2条第9号の2イに規定する特定主要構造部をいいう。以下同じ。)を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした他の防火対象物又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあっては3,000平方メートル以上、特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物にあっては2,000平方メートル以上、その他の防火対象物にあっては2,000平方メートル以上、その他の防火対象物にあっては1,000平方メートル以上のもの</p> <p>(2) 政令別表第1に掲げる防火対象物(同表(16の2)項及び(18)項から(20)項までに掲げるものを除く。次条第1項第2号、第54条第1項第2号及び第55条第1項において同じ。)で、地階を除く階数が5以上のもの(特定主要構造部が耐火構造であるか、若しくは主要構造部(建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部をいいう。)が不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が150平方メートル(特定主要構造部が耐火構造で、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でしたものにあっては、300平方メートル)以下のもの又は特定主要構造部が耐火構造であるものにあっては、300平方メートル)以下もの又は特定主要構造部が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積の合計150平方メートル(</p>	<p>(屋内消火栓設備に関する基準)</p> <p>第43条 次に掲げる防火対象物又はその部分には、屋内消火栓設備を設けなければならない。</p> <p>(1) 政令別表第1(16)項に掲げる防火対象物で延べ面積が、<u>主要構造部</u>を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあっては3,000平方メートル以上、<u>主要構造部</u>を耐火構造とした他の防火対象物又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあっては2,000平方メートル以上、その他の防火対象物にあっては2,000平方メートル以上、その他の防火対象物にあっては1,000平方メートル以上のもの</p> <p>(2) 政令別表第1に掲げる防火対象物(同表(16の2)項及び(18)項から(20)項までに掲げるものを除く。次条第1項第2号、第54条第1項第2号及び第55条第1項において同じ。)で、地階を除く階数が5以上のもの(主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が150平方メートル(主要構造部が耐火構造で、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でしたものにあっては、300平方メートル)以下のもの又は<u>主要構造部</u>が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積の合計150平方メートル(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でしたものにあっては、300平方メートル)</p>

	新	旧
壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でしたものにあっては、 300平方メートル) 以内ごとに、耐火構造の床及び壁並びに防火戸で区画さ れているものを除く。 )	方メートル) 以内ごとに、耐火構造の床及び壁並びに防火戸で区画されている ものを除く。 )	方メートル) 以内ごとに、耐火構造の床及び壁並びに防火戸で区画されている ものを除く。 )
2 略 (自動火災報知設備に関する基準) 第46条 次に掲げる防火対象物には、自動火災報知設備を設けなければならない 。	2 略 (自動火災報知設備に関する基準) 第46条 次に掲げる防火対象物には、自動火災報知設備を設けなければならない 。 (1) 政令別表第1 (5) 項口に掲げる防火対象物 (主要構造部を耐火構 造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当 するものを除き、常時外気に開放されていない共用の廊下又は階段を有するも のに限る。) で、延べ面積が150平方メートル以上のもの (2) 略 2 略 3 略	2 略 (自動火災報知設備に関する基準) 第46条 次に掲げる防火対象物には、自動火災報知設備を設けなければならない 。 (1) 政令別表第1 (5) 項口に掲げる防火対象物 (主要構造部を耐火構造と したもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当する ものを除き、常時外気に開放されない共用の廊下又は階段を有するも のに限る。) で、延べ面積が150平方メートル以上のもの (2) 略 2 略 3 略

議案第 78 号

北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 6 日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 本市水道用水供給事業の給水対象を変更する等のため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年北九州市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号ア中「古賀市」を「行橋市、古賀市」に改め、「香春町」の次に「、苅田町」を加え、同号イ中「2万3,000立方メートル」を「3万8,700立方メートル」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 参考

## 北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表

		新	旧
(経営の基本)		(経営の基本)	
第3条	略	第3条	略
2	水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。	2	水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。
(1)	略	(1)	略
(2)	水道用水供給事業（水道法第3条第4項の水道用 <del>水</del> 供給事業をいいう。）	(2)	水道用水供給事業（水道法第3条第4項の水道用 <del>水</del> 供給事業をいいう。）
ア	給水対象 行橋市、古賀市、新宮町、岡垣町、香春町、香春町及び宗像地区事務組合	ア	給水対象 古賀市、新宮町、岡垣町、香春町及び宗像地区事務組合
イ	1日最大給水量 <u>3万8,700立方メートル</u>	イ	1日最大給水量 <u>2万3,000立方メートル</u>
3	略	3	略
4	略	4	略

議案第 79 号

市有地の処分について

市有地を次のとおり売り払う。

令和 6 年 6 月 6 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 小倉南区曾根北町に所在する市有地を工場用地として売り払うため  
、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例  
第 3 条の規定により、この案を提出する。

記

1 土地の地目及び所在地

雑種地

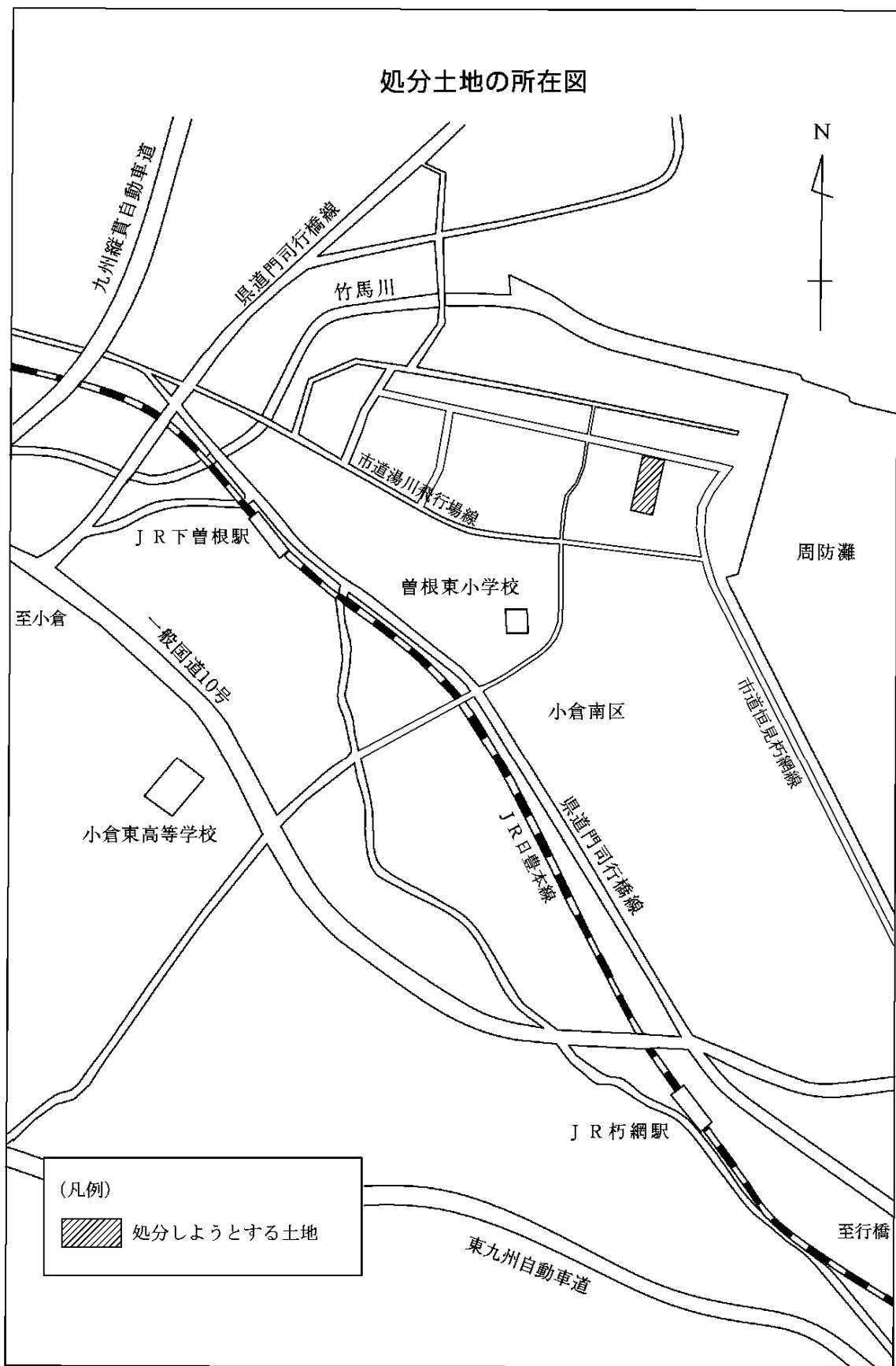
小倉南区曾根北町 2937 番 21

2 土地の面積

20,000.60 平方メートル

3 売払い予定金額

6 億 2,401 万 8,720 円



北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格8,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件1万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第 80 号

市道路線の認定、変更及び廃止について

次のとおり市道路線の認定、変更及び廃止をする。

令和 6 年 6 月 6 日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 市道路線の整備を図るため、路線の認定、変更及び廃止の必要があるので、道路法第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定により、この案を提出する。

## 記

## 路線認定調書

整理番号	路線名	起 点	終 点	延長(m)
3419	上 到 津 5 1 号 線	小倉北区上到津四丁目	小倉北区上到津四丁目	137
3420	上 到 津 5 2 号 線	小倉北区上到津四丁目	小倉北区上到津四丁目	43
3421	上 到 津 5 3 号 線	小倉北区上到津四丁目	小倉北区上到津四丁目	87
3422	緑 ケ 丘 3 2 号 線	小倉北区緑ヶ丘三丁目	小倉北区緑ヶ丘三丁目	49
6406	長 行 西 6 6 号 線	小倉南区長行西一丁目	小倉南区長行西一丁目	182
6407	長 行 西 6 7 号 線	小倉南区長行西一丁目	小倉南区長行西一丁目	137
6408	長 行 西 6 8 号 線	小倉南区長行西一丁目	小倉南区長行西一丁目	38
6409	上 石 田 3 1 号 線	小倉南区上石田三丁目	小倉南区上石田三丁目	126
6410	朽 網 東 4 3 号 線	小倉南区朽網東五丁目	小倉南区朽網東五丁目	125
6411	朽 網 東 4 4 号 線	小倉南区朽網東五丁目	小倉南区朽網東五丁目	34
6412	朽 網 東 4 5 号 線	小倉南区朽網東五丁目	小倉南区朽網東五丁目	54
6413	葛 原 1 0 9 号 線	小倉南区葛原一丁目	小倉南区葛原一丁目	75
6414	高 野 2 9 号 線	小倉南区高野二丁目	小倉南区高野二丁目	90
6415	中 吉 田 1 3 9 号 線	小倉南区中吉田一丁目	小倉南区中吉田一丁目	76
6416	沼 緑 町 1 2 4 号 線	小倉南区沼緑町四丁目	小倉南区沼緑町四丁目	72
3910	藤 ノ 木 1 6 号 線	若松区藤ノ木二丁目	若松区藤ノ木二丁目	298
7122	上 上 津 役 1 5 4 号 線	八幡西区上上津役四丁目	八幡西区上上津役四丁目	70
7123	北 鷹 見 町 南 鷹 見 町 1 号 線	八幡西区北鷹見町	八幡西区南鷹見町	78
7124	京 良 城 町 1 4 号 線	八幡西区京良城町	八幡西区京良城町	98
7125	京 良 城 町 1 5 号 線	八幡西区京良城町	八幡西区京良城町	11
7126	小 鷺 田 町 2 0 号 線	八幡西区小鷺田町	八幡西区小鷺田町	83
7127	小 鷺 田 町 2 1 号 線	八幡西区小鷺田町	八幡西区小鷺田町	65
7128	小 鷺 田 町 2 2 号 線	八幡西区小鷺田町	八幡西区小鷺田町	65
7129	下 上 津 役 元 町 1 5 号 線	八幡西区下上津役元町	八幡西区下上津役元町	70
7130	下 上 津 役 元 町 1 6 号 線	八幡西区下上津役元町	八幡西区下上津役元町	81
7131	東 筑 2 7 号 線	八幡西区東筑一丁目	八幡西区東筑一丁目	77
7132	東 筑 堀 川 町 2 号 線	八幡西区東筑一丁目	八幡西区堀川町	84
7133	東 筑 2 8 号 線	八幡西区東筑一丁目	八幡西区東筑一丁目	92
7134	馬 場 山 緑 1 0 号 線	八幡西区馬場山緑	八幡西区馬場山緑	71
7135	堀 川 町 2 1 号 線	八幡西区堀川町	八幡西区堀川町	79
7136	堀 川 町 西 折 尾 町 1 号 線	八幡西区堀川町	八幡西区西折尾町	185

路線変更調書

整理番号	路線名	新旧別	起 点	終 点	延長(m)	増減(m)
3846	東筑9号線	新	八幡西区東筑一丁目	八幡西区東筑一丁目	163	14
		旧	八幡西区東筑一丁目	八幡西区東筑一丁目	149	

路線廃止調書

整理番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長 (m)
3000	長 野 2 3 号 線	小倉南区大字長野	小倉南区大字長野	49
3002	長 野 2 5 号 線	小倉南区大字長野	小倉南区大字長野	19

## 参 考

### 道路法（抜粋）

（市町村道の意義及びその路線の認定）

#### 第8条 略

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

#### 3～5 略

（路線の廃止又は変更）

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなったと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

## 議案第81号

水道工事の一時中止等に伴う増加費用に関する和解について  
水道工事の一時中止等に伴う増加費用について次のとおり和解する。

令和6年6月6日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 塗料の品質認証に関する塗料製造会社の不適切な行為による水道工事の一時中止等に伴う増加費用について和解するに当たり、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、この案を提出する。

### 記

#### 1 相手方

兵庫県尼崎市南塚口町六丁目10番73号  
神東塗料株式会社  
[REDACTED]

#### 2 和解事項

- (1) 相手方は、本件により、北九州市が令和4年1月から同年3月までの間に一時中止した水道工事契約8件において増加費用として支出した金635万1,124円を負担するものとする。
- (2) 相手方は、北九州市に対して、前号の金635万1,124円を、以下のとおり分割し、北九州市が発行する納付書により、指定の期日までに支払うものとする。
  - ア 令和6年7月31日 金2,117,041円
  - イ 令和7年7月31日 金2,117,041円
  - ウ 令和8年7月31日 金2,117,042円
- (3) 相手方が前号の支払いを1回でも怠った場合は、直ちに期限の利益を喪失し、相手方は、北九州市に対し、金635万1,124円から既払金を控除した残額及びこれに対する期限の利益喪失日の翌日から支払済みまで、遅延日数に応じ、民法の法定利率年3%の割合による遅延損害金を支払うものとする。
- (4) 北九州市と相手方は、北九州市と相手方との間に、この和解条項に定めるもののほか、本件について、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 北九州市と相手方は、相手方がこの和解条項により金員を支払うことは、相手方が、本件工事停止等に伴う工事業者の損害の賠償責任を認めることを意味するものでないことを相互に確認する。
- (6) 本件に関する紛争に関しては、福岡地方裁判所小倉支部をもって第

一審の専属的合意管轄裁判所とする。

## 参考

### 地方自治法（抜粋）

#### （議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（1）～（11） 略

（12） 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において同じ。）に係る同法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るもの を除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るもの を除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

（13）～（15） 略

2 略

### 地方公営企業法（抜粋）

#### （地方自治法の適用除外）

第40条 略

2 地方公営企業の業務に関する負担附きの寄附又は贈与の受領、地方公共団体がその当時者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁並びに法律上地方公共団体の義務に属する損害賠償の額の決定については、条例で定めるものを除き、地方自治法第96条第1項第9号、第12号及び第13号の規定は、適用しない。

### 北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（抜粋）

#### （議会の議決を要する負担付きの寄付の受領等）

第8条 水道事業等の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定め

るものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 訴えの提起、和解及び調停でその訴訟物又は目的物の価格が1件300万円を超えるもの
- (4) 略

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。